

○国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会規則
(制定 平成27年10月29日平成27年規則第43号)

改正 平成29年3月28日平成28年規則第27号 平成30年3月27日平成29年規則第41号

(設置)

第1条 北海道教育大学のミッションの再定義(平成25年12月18日文部科学省公表)に基づき、教育への社会の要請を受けとめ、その質の向上を図るため、学長の下に、国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる委員で組織するものとする。

- (1) 北海道教育委員会において課長職以上又はそれに準ずる職にある者 1人
- (2) 札幌市教育委員会において課長職以上又はそれに準ずる職にある者 1人
- (3) 北海道内の小学校又は中学校の校長(経験者を含む。)で学校改革に大きな成果をあげた者 2人
- (4) 社会教育と学校教育との連携について実績を有する者 1人
- (5) 北海道内の小学校又は中学校のPTA会長(経験者を含む。) 1人
- (6) 報道機関にあって教育について識見を有する者 1人
- (7) その他学長が必要と認める者 若干人

2 委員は学長が委嘱する。ただし、前項第1号及び第2号の委員は、所属する教育委員会の教育長の推薦により学長が委嘱するものとする。

3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、議長となり会議を招集する。

5 委員会に副委員長を置き、第1項第2号の委員をもって充てる。

6 委員長に事故があるときには副委員長がその職務を代理する。

7 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教員養成改革への反映)

第3条 学長は、委員会が実施する点検及び評価に基づく意見を、委員会から定期的に聴取し、当該意見を教員養成改革に反映させるものとする。

(点検及び評価の実施等)

第4条 委員会は、学長の要請に基づき、本学における教員養成にかかる学部及び大学院の授業・教育課程の点検及び評価を企画し実施するものとする。

2 委員会は、前項の評価に基づき、授業・教育課程、養成する人材像及び現職教員の再教育の在り方について審議し、学長に報告するものとする。

3 委員会は、委員長が必要と認めたときは本学の役員(監事を除く。以下同じ。)又は職員から意見を聴くことができる。

- 4 委員会は、本学の役員及び職員に対して、第1項の点検及び評価に必要な資料の提出、授業の視察並びに教育研究・地域貢献の状況に関する説明を求めることができる。
- 5 本学の役員及び職員は、前項の求めに応じなければならない。
(改善の措置及び公表)

第5条 学長は、前条第2項の報告に基づく改善の措置について、委員会と意見交換を行うものとする。

- 2 学長が必要と認めたときは、前項に規定する委員会との意見交換の場に、学長が指名する理事又は副学長を同席させることができる。
- 3 学長は、改善の措置を決定しようとするときは、教育研究評議会の審議を経て決定し、各校、教職大学院、研究科学校臨床心理専攻、各全学教育研究支援機関、保健管理センターその他の組織の長に指示するものとする。
- 4 学長は、前条第2項に規定する委員会の報告及び前項の改善の措置を公表するものとする。
(委員会への報告)

第6条 学長は、改善の措置に対する対応状況を委員会に報告するものとする。
(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月29日から施行する。

附 則(平成29年3月28日平成28年規則第27号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日平成29年規則第41号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。